

平成 17 年 5 月 16 日

「個人情報保護に関する保育士の留意事項～よりよい保育実践のために」

全国保育士会

### 1. はじめに

平成 17 年 4 月 1 日、個人情報保護法(以下、「法」)が全面施行されました。これに伴い、保育所においても個人情報保護に対する積極的な取り組みが求められるわけですが、この法律に関わらず、利用者に関する容易に知り得ない情報を多く有する保育所は、個人情報の取扱いに今まで以上に留意しなければなりません。

介護保険事業等の一部を除く社会福祉事業を実施する事業者に対しては、平成 16 年 11 月に厚生労働省から「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」が示されていますが(介護保険事業を実施する事業者向けには、別途「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が作成されている)、保育士が現場実践において特に留意すべきことを、以下に記します。

なお、ここに記されていない内容や、ここに記されていても実践場面での戸惑いなどがある場合には、事務局に連絡ください。この「留意事項」の質をさらに高めたいと考えています。

### 2. 全ての保育士が取り組む

「法」は、5,000 を超える個人情報を有している事業者を対象としています。

この「5,000 件」は保育所を利用する子どもの数のみならず、その家族、保育所職員、ボランティア、実習生など、当該保育所が有する全ての個人情報の数を含めることとなります。また 5,000 件以下であっても、保育所は子どもとその保護者に関する多くの個人情報を有しており、良質な保育サービスの提供と保護者や地域との信頼関係の構築という観点からも、全ての保育所において「法」やガイドラインに則った積極的な取り組みを行うとともに、保育士においては専門倫理に則った適切な対応を常に行っていく必要があります。

なお、「法」がいう「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とされています。したがって匿名化(=氏名、住所など特定の個人を識別することのできる情報を取り除くこと)された情報は、「個人情報」ではなくなり、法やガイドラインの対象外となります。

### 3. 利用目的の特定と本人の同意

個人情報保護における重要な柱の一つは、「利用目的の特定」と「本人の同意」にあります。児童福祉法においては保育士に守秘義務を課し、「全国保育士会倫理綱領」においても「プライバシーの保護」を掲げていますが、「法」の趣旨は単に「情報を漏えいしない」ということだけではなく、利用目的の範囲内で利用すること、そして、第三者提供等に関する要件を定め「本人の同意を得た範囲内で情報を利用する」ことにあります。

つまり、利用目的が不明確な情報を得ることは好ましくありません。保育実践のために

必要な情報のみを、収集することになります。

このように、個人情報の取扱いに常に細心の注意を払うことにより、利用者との信頼関係を構築し、安心して子どもを預け、ともに子育てをしていくことが最も重要なことと考えます。

各保育所においては既に「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」や「個人情報保護規程」などを作成していることと思いますが（作成していない場合は、全国経営協が作成した「個人情報保護に対する基本方針 モデル」及び「個人情報管理規程 モデル」などを参考に早急に作成することが必要です）、予め保護者に対し、どのような場合に、個人情報を第三者に提供するかなど、利用目的をできる限り特定し、了解をえておく必要があります。

具体的には、「入園のしおり」などに記載するなどして、予め利用目的を明示して説明すると同時に、保護者が容易に見ることができる場所に掲示したり、ホームページに掲載したりするなど、常に保護者等が確認しうる状態にしておくことが求められます。そしてその際、保護者からの問い合わせなどに対応する窓口も明確にしておく必要があります。

保育所においては、しばしば保育の風景を写真撮影することがありますが、こういったことにも、予め利用目的として明示し保護者の理解を得ておく必要があると考えます。

#### 4．適正な取得と開示・訂正等

個人情報は、本人や保護者の同意をえたうえで取得しなければなりません。あわせて正確なデータを保有することが求められます。事実ではない噂話、サービス提供に関わりない記載、保育所側の主観的な評価などがないか、さらにわかりやすい言葉で表記されているかなども、改めて確認する必要があります。

また、保護者の同意なく、子どもから保育サービス提供に必要な範囲を超えて家族の個人情報を取得することは「不正な手段による」取得になる可能性があると考えられます。

保護者から、保育日誌や児童票の開示請求があった場合は、原則として開示することが求められます。開示請求に対して誠実に対応することは、保護者との信頼関係を高めることにもつながります。したがって、予め事業所内で協議し、どのような場合に開示に応じるか、あるいは、開示手続きなどについても保育所のプライバシーポリシーなどに明記しておく必要があるでしょう。

#### 5．安全管理措置

保育所においては、様々な形で個人情報を保管していることと思いますが、これらが漏えい、滅失、毀損しないよう、適切な措置を講ずる必要があります。とりわけ個人情報が入力されたパソコンの盗難防止や、個人情報を保育所外に持ち出さないことを徹底しなければなりません。連絡帳や保育利用料の通知書を、別人物に渡してしまうようなことはあってはならないことです。

また、正規職員のみならず、理事、パート職員、実習生、ボランティア等の監督・教育研修も欠かせません。特に保育所においては、多くの実習生を受け入れています。教育研修体制を整えるとともに、予め保護者の同意を得たうえで、同意の範囲内で情報を提供したり、実習記録の保管方法などについても十分気をつける必要があります。

万が一、個人情報が漏えいした場合は、速やかに原因を究明し、被害者に説明を尽くし

て誠実に対応することが求められます。そして、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から再発防止策を講じ、可能な限り事実関係を公表することが重要です。また必要に応じて市町村に速やかに報告してください。

個人情報の適切な取扱いを欠いた場合、社会福祉法人・施設として損害賠償責任を負う可能性もあるため、全国社会福祉協議会においては、「個人情報漏えい対応保険」を用意しています。

## 6．第三者提供の制限

本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはできません。

ただし、法令に基づく場合や、人の生命または身体の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難な場合などは本人の同意は必要ありません。具体的には、行政監査や、緊急時に医療機関に対し保育所から情報提供しなければならない場合などが含まれます。また、単なるデータ入力、健康診断などを外部業者に委託する場合については、第三者提供の制限の適用はありません。

研修会などで事例発表をする際の取扱いについては、既に「保育研究の考え方・すすめ方」に記載していますが、保育所の保育士による発表の場合は、当該個人を匿名化しても発表者の保育所名が記述されることが多く、よって十分な匿名化が極めて困難です。したがって、本人の事前同意を得ることが必要と考えています。

なお、関係機関とのケース検討においても、同様の取扱いが望まれますし、本人の同意があっても、事例の記録された用紙は、回収・破棄するなど必要以上に情報が流出しないような取り組みが欠かせません。

## 7．委託先の監督

保育所においても、様々な業務を外注化していることと思います。その際、個人情報に関わる場合には、「個人情報の取扱いにおける方針」等を作成し、適切な取扱いを実践している業者に発注するとともに、委託契約書において、個人情報の取扱いに関する規定を設ける必要があります。

## 8．苦情解決

苦情の申し出があった場合に迅速かつ誠実な対応をすることはもちろんですが、保護者が保育所に不審を抱いているのではないかと感じたときは、苦情対応責任者に速やかに連絡しておくことも必要です。

### 【参考資料】

- 厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」平成 16 年 11 月
- 國廣正、五味祐子著『社会福祉法人のための個人情報保護 Q&A』平成 17 年 2 月、全社協